

平成 30 年 6 月 21 日現在

機関番号：20104

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2015～2017

課題番号：15K04274

研究課題名(和文) 戦時下における小学校児童の結核病、寄生虫病、眼病対策

研究課題名(英文) Study on preventive measures against tuberculosis, parasitic diseases and eye diseases for primary school children during World War 2

研究代表者

三井 登 (MITSUI, Noboru)

名寄市立大学・保健福祉学部・准教授

研究者番号：50455002

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,200,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、戦時下における小学校児童に対する国の疾病予防対策について、以下の3点について明らかにした。 国による労務動員を目的とした結核予防対策において、国民学校が健康な若年労働力の供出に寄与したことを明らかにした。 寄生虫病予防対策は、厚生省主導の下で国民学校を中心に進められ、戦争末期には結核予防対策の一環として位置づいたことを明らかにした。 国民学校児童の近視予防対策は、海軍主導の下で航空兵力増強のために強化されたことを明らかにした。

研究成果の概要(英文)：This study clarified the following three points on national disease prevention measures for elementary school children during World War 2. (1) It was clarified that elementary schools contributed to the provision of healthy young workers in the tuberculosis disease prevention measures aimed at mobilizing labor by the government. (2) It was clarified that the parasitic disease prevention measures were advanced mainly by elementary schools under the leadership of the Ministry of Health and Welfare and were positioned as a part of measures to prevent tuberculosis at the end of the war. (3) It was clarified that myopia prevention measures of elementary school children were strengthened for the augmentation of air force under the initiative of the navy.

研究分野：教育学

キーワード：学校衛生 結核 寄生虫 眼病 視力 健兵健民政策 学校医 養護訓導

1. 研究開始当初の背景

本研究は、戦時下における学校衛生制度の検討をとおり、国家による子どもの疾病対策の強化・崩壊過程の具体像について解明することを旨とする研究の一環である。

本研究が対象とする1940年前後から1945年までの時期を対象とした依拠すべき学校衛生制度史には、日本学校保健会編『学校保健百年史』(第一法規、1973年。以下では『百年史』とする)がある。『百年史』は、明治以降戦後に至る期間における文部省の諸施策をまとめた唯一の通史であるが、制度を文部省の施策に限定して叙述しているため、厚生省が関与した小学校児童の疾病対策の施策が漏れているという課題が残っている。

澤山信一編著『学校保健の近代』(不二出版、2004年)は、学校衛生の叙述を「子どもと親の側からとらえなおす」とし、『百年史』を「おこなう側から見たもの」と総括するが、制度に関する記述については、澤山らも『百年史』に依拠せざるを得ない叙述となっている。既往の学校衛生制度史研究が『百年史』の水準をいまだ超えていない点に問題がある。「子どもの側」と「おこなう側」の関係を明らかにするには、学校の日常における子どもたちの疾病状況とその対策という現実的課題が制度・政策とどのように関連しているのかを明らかにしなければならない。これまでの制度史研究にみられるような、制度の変遷と解説ではなく、制度改革の背景や要因などの歴史的条件を解明することが必要とされる。

本研究で対象として取り上げる、戦時下における結核病・寄生虫病・眼病(視力を中心に)予防対策については、次のような研究状況にある。

まず、結核予防対策についてだが、1940年から1945年までの小学校児童に対する結核予防対策強化・崩壊過程の展開については未解明のままである。青木純一『結核の社会史』(お茶の水書房、2004年)は、「結核対策としての虚弱児教育」に言及しているが、1940年代の施策は対象にしていない。この時期、国民学校は、労務動員政策の一環の中で健康な若年労働力の供出のために結核対策を行うという社会的機能を担った点に着目したい。国家による労働力確保のための身体管理の施策として検討すべき課題である。

次に、寄生虫病予防対策についてである。1931年の寄生虫病予防法制定を機に、学校での駆除対策が全国に広がった。1943年に厚生省は各地方長官に対し寄生虫病の撲滅を指示した。健兵健民政策上喫緊の要務として位置づいた寄生虫病予防撲滅対策の具体化である。1944年には結核対策と関連した施策へと転化する。これらの具体的施策について未解明のままである。

最後に、眼病予防対策についてである。1940年代に海軍が中心となって対策に乗り出した。「視力即戦力」として展開したこと

に特徴があるが、児童に対する基本的な施策については未解明のままである。

2. 研究の目的

本研究の目的は、1940年前後から45年までの時期を対象に、健兵健民政策と関連して展開した小学校児童の疾病対策のうち、重要課題とされた結核病・寄生虫病・眼病予防対策について、文部省の施策だけでなく、厚生・陸軍・海軍各省の施策、学校における問題状況、学校医・学校看護婦(養護訓導)の実践、当時の医学者らの疾病に対する認識等をも視野に入れ、制度成立の背景と具体的施策を解明するものである。

(1) 政府による労務動員を目的とした結核予防対策について、健康な若年労働力の供出が、国民学校を通じていかにして行われ具体化したのかについて解明する。

(2) 厚生省と文部省による児童の寄生虫病予防対策の重点化について検討する。また、結核予防対策に関連する公文書に寄生虫病予防対策を位置づける文言が、1944年の厚生省文書などに散見されることから、結核予防対策と寄生虫病予防対策の關係に着目し、関連する議論を史的に補足したうえで、寄生虫病予防対策の実態を解明する。

(3) 「視力即戦力」としての児童の眼病予防対策を検討する。1944年から1945年を中心に、具体的施策が戦争とどのように関係していたのかについて解明する。

3. 研究の方法

本研究は、平成27年度から平成29年度の期間における研究である。本研究課題は、戦時下における学校衛生制度のうち、特に国が重点をおいた三つの疾病予防対策の施策の展開を解明することにあることから、以下のような方法で調査検討を行った。

平成27年度の研究課題は、1941年から1945年までの労務動員を目的とした国民学校児童の結核予防対策についての検討である。厚生省、文部省の行政文書と衛生関係雑誌、労働政策に関する先行研究と史料、医療史・医学史の先行研究、医学医療関係雑誌、新聞等の資料の収集と考察を試みた。平成28年度の研究課題は、「視力即戦力」としての国民学校児童の眼病予防対策についてである。上述と同様の史料を中心に、特に海軍関係の史料を重点的に収集するよう努めたが、文部省関係の公文書の中に綴られている海軍関係文書以外に当ることができなかった。平成29年度の研究課題は、国民学校児童の寄生虫病予防対策の重点化についてである。厚生省と文部省の行政文書を中心に具体策の検討を行った。

国の施策に関する公文書については、国立教育政策研究所教育図書館の重田定正文書を中心に史料収集し、衛生関係史料については主として国会図書館、北海道大学医学部図書館を中心に史料収集し、随時検討を加えて

きた。

4. 研究成果

研究の目的および方法に照らして、本研究の成果は以下のようにまとめることができる。

(1) 戦時下における国民学校児童に対する結核予防対策について

1940年代の児童に対する結核予防対策の特徴は、卒業後就職を予定している児童への対策が強化されるという点である。本研究では、この時期の厚生省主導による結核予防対策の国民学校への具体化について明らかにした。以下では、資料で明らかになった点を中心にまとめる。

国民学校修了後就職予定児童に対する結核予防対策 BCG 集団接種の導入前

厚生省は、新規に就職する国民学校児童に対する就職指導の中で結核予防対策に着手した。軍需産業などの工場で結核が蔓延し社会問題化していたためである。国の政策としては、1938年の国家総動員法の制定、39年には労務動員計画の策定、41年12月公布の労務調整令は、翌1月から実施され、その眼目は、「国家に必要な事業に必要な事務を確保するため、従業者の雇入、使用、解雇、就職及び退職を制限し、戦時下の人的資源を最も有効適切に動員できるように統制するにある」とし、「国民学校修了者は国民職業指導所の紹介によらなければ雇入も就職もできない」ことを定めた。国民学校新規修了者の計画的職業紹介は、本令により法制化され、国民学校修了者の求人統制と職業指導の徹底を期した。この職業紹介には、「国民職業指導所が国民学校と緊密に連絡して智能や身体を周密に検査し、また職業相談をした上で、最も適した職業に就かせるように指導斡旋する」役割があった。

国民学校新規修了者の動員計画において、工場で蔓延していた結核予防対策を厚生省が主導して、学校に着目してその予防対策を徹底する施策を展開することになる。

厚生省職業局長と文部省普通学務局長名で、各地方長官宛に1941年9月20日付で、「国民学校修了者ノ職業指導ニ関スル件」(衛発第五八八号)を通牒し、同年11月には、厚生省職業局長、厚生省予防局長、文部省普通学務局長名で、各地方長官宛に「国民学校修了者ノ就職指導ニ関スル身体検査実施ニ関スル件」(衛発七一二号)を通牒した。この通牒によれば、身体検査中の結核性疾患に対する検診の結果によって、児童は「健康者」、「要注意者」(発病のおそれがある者)及び「就職不可能者」に区分され、この結果を受けて国民職業指導所は、「就職不可能者」を「身体検査就職不適当」として「処理」することになった。

国民学校修了後就職予定児童に対する結核予防対策 BCG 集団接種の導入(1942年)

1942年9月、厚生省と文部省は国民学校修了後就職予定児童に対する身体検査について通牒し、各道府県において検診を卒業前年11月末日までに実施するよう求めた。前年度41年11月に出された通牒と略同様だが、検診用の様式の記述方法がより具体的になった。42年9月30日には、厚生省と文部省は、各地方長官宛に「国民学校修了者ニ対シ BCG 接種方ニ関スル件」を通牒し、ツベルクリン反応陰性者の中で希望者には BCG 接種を行うとした。制度としての BCG 集団接種の導入となる。

国民学校修了後就職予定児童に対する結核予防対策の強化(1943年)

1943年8月13日、厚生省は「近時国民学校修了後工場、事業場ニ就職スル者ノ中環境ノ変化等ニ依リ結核性疾患ニ罹患発病スル者増加ノ傾向アルニ鑑ミ之ガ発病ノ防止ヲ計ル」として、各地方長官・警視総監宛に「国民学校修了者ノ身体検査ニ関スル件」を通牒し、身体検査の一部としてツベルクリン反応陰性者に対し BCG 接種を施行することとした。実施要領には、「第一次検診ニ於ケルツベルクリン反応判定ト同時ニ全陰性者及疑陽性者ニ対シ第一回 BCG 接種ヲ行フコト」、「第一回 BCG 接種後概ネ二ヶ月目 BCG 被接種者ニ対シツベルクリン反応ヲ実施シ其ノ判定ノ結果陰性者ニ対シテ八第二回 BCG 接種ヲ行フコト」とある。

42年度までは希望者のみの BCG 接種が、43年度は、ツベルクリン反応の結果により全員の接種へと強化された。

国民学校児童に対する結核予防対策による「就職不適当」者の抽出問題

労務動員を目的とした就職指導の下で展開した身体検査による結核予防対策の問題点について、当時の状況を医師である丸山博が端的に指摘しているので引用しておく。

「国民学校を出て、すぐ職を求め親のスネを細くさせまいと、けなげにも少年少女は、自ら職業指導所の門をくぐったかもしれない。増産増産とめまぐるしい職場へ産業戦士として華々しく押し出された少年少女もあろう。ところが、働きたくとも働けない、否働こうにも働けない、働かしたくとも働けない少年少女の数は、約三万人の就職希望の学童を昨年十二月に検査した所約千名に近き健康上の要注意者と労務動員計画の規格には不適当健康所有者だと云う医学上の判定を与えられた百数十名を発見した。就職指導のために行った身体検査の結果約四%の者は医学的に見て、保健衛生上、監督を要すると認定されたわけであるが、その次はどうするのか、まだ政府でもしれいをだしてはいない。」(『医事公論』1942年6月6日付)

労務動員政策の下、軍需産業を支えた国民学校新規卒業者は、就職指導による身体検査によって結核罹患状態が把握され、罹患児童は就職「不適」とされた。健康な労働力確保を目指し必要とされた制度だが、導入とともに

に問題となったのは、医師である丸山博が指摘した、就職を目前に控えた児童にとって就職「不適」と診断された際の卒業後の生活展望であった。医学の進歩とともに、結核予防体系が確立された一方で、その診断によって発見された結核罹患児童の対策までは整備されなかった。このことも影響して、就職指導の一環で展開した国民学校児童の結核対策は、身体検査の主眼が病人の発見に置かれていたため、病人の労働力人口への参入に対する「排除」という側面が強く働いた制度だった。

(2) 戦時下における寄生虫病予防対策 国民学校児童を対象として

ここでは、1943年に厚生省が主導した寄生虫病予防撲滅対策とそれ以降を取り上げ、国民学校児童に対する対策について資料で明らかになった点をまとめる。

寄生虫病はどのように問題となっていたのか。1940年以前は、1931年の寄生虫病予防法案の「理由書」にあるように、国は、「蔓延甚シク国民ノ大部分ハ寄生虫ヲ保有スルノ現状ナリ従テ国民保健上ハ固ヨリ体位向上及労働能率上ノ被害如何ナルヲ知ルベカラズ」と、国民保健、体位向上、労働能率の問題として捉えていた。

法律施行後、以前からも各地域の学校で独自に行われていた寄生虫病予防対策に、国の補助が出るようになり、寄生虫病予防の取り組みはその後も各学校で試行錯誤が続けられてきた。

厚生省が開催する全国衛生技術官事務打ち合わせ会議における寄生虫病予防対策に関する指示事項の内容は、1940年には、「厚生省式便所」の普及により予防撲滅を図るといった内容であったものが、1942年には、農村衛生上のみならず、時局下栄養物の関係からも寄生虫病の防圧は急務に付しがたきものであるから、「格段の力を致されし」となり、翌1943年には、国民体力に及ぼす影響は多大なもので、その予防撲滅を目指すことは「強兵健民施策上喫緊ノ要務」と変化した。時局の影響を受け、健兵健民政策の一環として寄生虫病予防対策が位置づくことになる。

1943年、厚生省は各地方長官宛に、「寄生虫病予防撲滅ニ関スル件」を通牒し、それを受けて文部省は各地方長官宛に、「国民学校児童ノ寄生虫病予防ニ関スル件」を通牒した。通牒は、国民学校児童に対する寄生虫病予防の施策を徹底するよう指示している。この時示された厚生省の「寄生虫病予防撲滅対策要領」によれば、撲滅の重点は、寄生虫病の蔓延が甚だしい地方の青少年層である。この要領は、寄生虫病の検査と駆除の対象を、国民学校児童、健民修練所入所者、健民特別指導地区住民、特に寄生虫病が蔓延しているかどうかに関わらず「徹底施行」することを指示している。そのうち、国民学校児童に対しては、糞便検査と回虫駆除を行う際には養護訓

導など適当な国民学校職員を学校医の下で行わせるよう規定している。

以上のように、地域住民の寄生虫病予防対策は、健民修練所、健民特別指導地区、特に蔓延している地域に重点化して行われた。また、保健所の業務としても寄生虫調査を位置づけていたことから、こうした機関を通じて住民の寄生虫病予防対策は展開した。集団一斉駆除体制の確立は、寄生虫病予防対策に於いて重要な柱の一つであったが、中でも、定期的かつ経年的に集団駆除体制の下で集団を管理できる好都合な機関は国民学校であった。厚生省は、国民衛生向上に学校の果たす役割の大きさを認識していたからこそ、対策の要に学校を位置づけていた。

1944年になると、寄生虫病予防撲滅対策は、結核予防対策と連動しながら構想されるようになる。厚生省衛生局は、「結核対策ノ強化拡充ニ関スル件(昭和十九年度)」のなかで、「最近労働員ノ強化ニ伴フ結核ノ蔓延ヲ防遏スルノ要緊切ナルニ鑑ミ」、勤労青少年、学童の結核予防対策の徹底を図るとして、続けて「尚結核ニ対スル抵抗力増強ニ資スルタメ寄生虫病及齲歯ノ予防撲滅ニツキ適切ナル措置ヲ講ゼントス」と計画した。寄生虫病予防対策が結核対策にとって、「抵抗力増強」のために欠くことのできないものに位置づくこととなる。

他に、疎開先の寄生虫病対策などの課題はあるが、資料を部分的に収集したにとどまる。

(3) 戦時下における航空兵力増強のための視力増強並びに近視予防対策 国民学校児童を対象として

ここでは、1943年と44年の時期を対象にして、近視予防対策に焦点をあてる。この時期は、海軍が大量に少年飛行兵を募集確保した時期である。敵艦や敵機をいち早く発見し識別するために、視力は、戦争が拡大する中で、航空機や機甲要員などで求められた「戦闘要素」であった。視力はどのように問題となり、問題に対してどのような対策が立てられたのか、史料で明らかになった点についてまとめる。

近視者の数の概要

学校近視者の割合は、1922年度以降1936年度までの間、多少増減はあるものの、小学校児童、中学校生徒とも漸次増加傾向を示している。1937年度以降1942年度までの間は、小学校児童、中学校生徒については概ね減少の傾向をしめしている。しかし高等学校についてはほぼ横ばいである。

海軍省教育局長海軍少将である矢野志加三は、「視力の増進に努めよ」と題して『朝日新聞』(1944年2月19日付)にその発言が掲載された。「学生生徒の時代になんとかしてこれ(視力 三井注)を直して頂かねばならぬ、文部、厚生両省より注意が出されたが、これを実行させると同時に視力は体力の重大要素なることを各部に徹底せしめ視力増

進に関し一層の努力を払うこと」と檄を飛ばした。

日中戦争と遠距離視力

1941年12月、厚生大臣諮問の「近視眼予防に関する方策」について国民体力審議会が答申案をだした。それには、「優秀ナル視力ノ錬成ハ国防上、産業上極メテ重要」とある。「国防上」とは、1937年の日中戦争の拡大をさす。石原忍（医学博士）は、近視予防対策の展開は、1937年の日中戦争の勃発により、「急に遠距離視力が青年に要望されるに至った」と述べていることから、戦争の拡大と近視対策は一体のものであった。

海軍における近視問題と対策の対象

1944年当時、海軍軍医大佐で海軍軍医学校教官であった船川尤三らは、近視問題と選兵との関係について、選兵上、身体検査の問題として「乙級ヲ甲級ニ引上ゲルコトニ重点」を置かなければならないとして、「戦兵学的ニモ予防、治療ノ面カラモ吾々ノ対照トナルモノハ乙級ノ視力者デアッテ、青少年ニハ一般眼疾患ノナイ限り多クハ偽性近視ガ潜在スル」と予防・治療の対象を偽性近視層に定めた。偽性近視層とは、「調子ガヨケレバ1.0乃至1.2モ視エル者ガ、少シ条件ガ悪イト直グ0.7、時ニ0.5ニモ低下スル」（『海軍軍医会雑誌』1944年12月）層である。

庄司義治（東京帝国大学教授）は、「海軍航空搭乗者の視力規格は両眼とも一・〇又は一眼が一・〇に達しない時は〇・八以上で両眼での視力が一・二なることが必要」で、海軍で問題になっているのは偽性近視であるから、「治療して視力を航空搭乗者の規格にまで向上させる」ことが求められると指摘している。

海軍志願者身体検査規則における視力規格概要

海軍志願者身体検査規則（1944年）の「視力規格」によれば、視力1.0以上は、海軍兵学校生徒、機関兵・工作兵、技術兵・飛行兵、予備学生（航空）である。戦時特例により視力規格が低下したものは、水兵・整備兵の0.8、工員・鉱員の0.1・0.6である。見習い尉官も含め海軍全種別で志願者視力1.0以下は矯正視力1.0と規定されている。

戦時下における文部省による近視予防対策

文部省体育局長は、帝国大学や各府県の医科大学学長、東京、北海道、大阪など8道府県の地方長官に対し、「近視ニ関スル特殊調査ニ関スル件」（1943年）を通牒し、学生生徒児童の近視の現状を調査するよう指示した。この調査の目的は、「国防力ノ強化」にあり、近視に関する特殊調査によって適切な対策を立てることにあつた。

1944年には、学校身体検査規程が改正され、視力については、その改正理由に「特ニ航空及機甲兵力強化ノ必要性ニ鑑ミ」て検査方法を精密にすることと指摘されている。しかし、改正内容を見ると、国民学校初等科2年生以

下の児童については検査を省略することができるなど簡素化もみられる。この身体検査の改正は、簡素化と重点化を定めたことに特徴がある。この改正に伴い、視力検査の内容が文部省体育局長によって出された。体育局長は、この視力検査の意図を「航空兵力の拡充強化の要緊切」であるとして、極力事務の簡素化を図りながら、重要な事項については正確に検査するよう指示した。

1944年9月には、海軍省教育局部外教育班長が、陸軍省医務局衛生課長、文部省保健課長、厚生省医務課長に対し、「視力増進並ニ近視予防対策ノ件」として、「首題ノ件戦力増強ノ見地ヨリ緊急対策ノ要アリト認め」、陸軍、海軍、厚生、文部各省、学会民間等協力一致して対策を実施するに至った旨を照会した。

同年10月には、文部省体力局保健課長名で「航空兵力増強」のための「偽性近視ノ予防ト保健指導ニ関スル特別調査ニ関スル件」と題する調査依頼文を、東京、京都、九州、北海道、大阪、名古屋各帝国大学、千葉、金沢、熊本各医科大学の眼科主任教授宛に、速達で出した。調査対象は、国民学校初等科高学年、中学校及び高等女学校、高等学校である。翌11月には、文部省体力局長名で、「航空兵力増強」のため「偽性近視ノ予防ト保健指導ニ関スル特殊調査ニ関スル件」と題する調査依頼文を、東京、九州、北海道、名古屋各帝国大学、熊本、京都府立各医科大学、他一大学に出した。上記の「特別調査」よりも「特殊調査」の依頼大学数が減っているが、その理由は不明である。依頼文には、勤労働員に支障無きよう実施することと前置きし、国民学校、中学校、高等女学校、高等学校各1校を選定するよう指示している。また、実施に際しては、近視者の選出に関しては調査学校の全生徒児童に対する検査を省略しても差し支えないこと、勤労働員等のやむを得ない場合は調査学校の全生徒児童の調査を実施しなくても差し支えないよう配慮されている。

実際の調査結果を入手できていないため、この調査の結果内容を検討できないが、1944年11月という時期を考慮すれば、調査実施校の数や、実施にあつたの配慮事項を見る限り、十分な調査が行われたか疑問が残るところである。

海軍が主導した航空兵力増強を図るための「偽性近視予防ト保健指導」は、その必要性が高まったと同時に、対策の内実が空洞化していたと考えられる。実態の解明のための史料調査は今後の課題である。

5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕（計0件）

〔学会発表〕(計3件)

三井 登「戦時下における寄生虫病予防対策 国民学校児童を対象として」、日本体育学会第68回大会、2017年9月9日、静岡大学(静岡県)

三井 登「戦時下における航空兵力増強のための視力増強並びに近視予防対策 国民学校児童を対象として」、日本体育学会第67回大会、2016年8月26日、大阪体育大学(大阪府)

三井 登「戦時下における国民学校修了後就職予定児童に対する身体検査 結核対策を中心に」、日本体育学会第66回大会、2015年8月25日、国土館大学(東京都)

〔図書〕(計0件)

〔産業財産権〕

出願状況(計0件)

取得状況(計0件)

〔その他〕

ホームページ等 なし

6. 研究組織

(1)研究代表者

三井 登(MITSUI NOBORU)

名寄市立大学・保健福祉学部・准教授

研究者番号:50455002

(2)研究分担者

なし

(3)連携研究者

なし

(4)研究協力者

なし